

氏 名 花上 一雄

登録番号 第 14820107 号

所属社会保険労務士会 神奈川県社会保険労務士会

処分内容 1か月の社会保険労務士の業務の停止
(令和5年3月 11 日から1か月)

処分理由 A 社会保険労務士事務所(以下「A 事務所」という。)に提出代行を委託した、自らが代表社員を務める社会保険労務士法人 B(以下「法人 B」という。)に係る人材開発支援助成金(セルフ・キャリアドック制度導入に係るもの。)の支給申請書に添付する「申立書」を作成するに当たり、同申立書が添付書類として A 事務所から神奈川労働局長に提出されることを知りながら、法人 B の事務員をして署名の偽造を行わせ、これを A 事務所に提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第2項に定める懲戒処分事由の「相当の注意を怠り、真正の事実にして申請書等の作成、事務代理をしたとき」及び同法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。